平成２６年（フ）第１３号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営有安団地２棟407号
債務者　縄田　　功
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１４号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営有安団地２棟407号
債務者　縄田　功二
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２９号
宮崎市谷川２丁目３番３号　岡上ビル402号
債務者　茨木　智子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目13番６号
債務者　瀬戸山　毅
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2963番地１Ｔ＆ＭⅡ103号、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町2564番地１
債務者　橋口加奈子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１号
栃木県真岡市台町５番地６　パークハイツ101号
債務者　木下　和佐
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第２号
栃木県真岡市長田3015番地　篠崎住宅３号
債務者　鈴木　政年
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第２３６号
長野市下氷鉋１丁目12番地13
債務者　松尾　義幸
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
長野県飯田市北方399番地10
債務者　牛山　知子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２８３０号
大阪府高槻市寿町２丁目21番26号　クリスタルコート303号
債務者　中川　俊秀
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３１号
大阪府茨木市春日１丁目９番22号　タウンハウス今々館310号
債務者　古田　雄一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８号
大阪市平野区長吉長原西３丁目１番12号
債務者　前田　彰二
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９号
大阪府東大阪市森河内西１丁目２番29―206号
債務者　竹山　佳苗
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５号
大阪市住吉区長居１丁目14番２―301号
債務者　澤井ヒロヱ
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１号
大阪市港区八幡屋２丁目15番３号
債務者　らぱんこと　七尾　美雪（旧姓徳元）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２号
大阪府東大阪市神田町７番５号　神田ハイツ10号
債務者　印牧こと　申　　俊美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４号
大阪市北区天神橋８丁目14番14―703号
債務者　清田　賢治
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部